

第3回「水曜自由討論会」

平成25年12月4日（水）午前10時～12時30分

参加議員；大久保議員、清水議員

◎ 王寺町防犯カメラの設置及び運用に関する条例（案）、規則について

1) 管理責任者 ⇒ 規則第3条 施設の長となっているが？ ⇒ 王寺町の場合は誰が管理責任者となるのか？

王寺町が管理する施設は？

1. 町営駐車場・駐輪場
 2. 町営住宅
 3. 道路・橋梁・公園・水路
 4. 地域交流センター、久度の家、片岡の家
 5. 公民館；中央？、泉の広場、南公民館
 6. 王寺アリーナ、泉の広場体育館
 7. 小学校3校、中学校2校、幼稚園3園、委託保育所
 8. やわらぎ会館、図書館
 9. 役場庁舎、分庁舎
 10. 上下水道施設
11. 一部事務組合庁舎（西和消防署）、静香苑などは
12. シルバー人材センター？

2) 条例第2条2号公共の場所の規定・・・国道、県道、大和川、葛下川・・・これらの扱い

3) 条例第4条 設置基準 2項に撮影対象区域は、公共の場所又は公共施設において・・・とあるが、鉄軌道敷き及び鉄軌道敷きの自由通路（JRの用地、通路、近鉄の用地）は含まれるのか？

4) 規則第4条 設置の届け出・・・条例の目的からして、設置者は、王寺町、奈良県、国土交通省、各商店会、鉄道事業者、公共バス事業者、王寺町が委託する者などと考えて良いのか？

5) 画像の保存期限は？

6) パブリックコメントは実施するのか?

以上の 6 点

※ 来週 9 日より、12月定例会が始まるため議案書が配布されましたので、王寺町防犯カメラの設置及び運用に関する条例（案）と規則について議論をしました。